

[事案 29-101] 新契約無効請求

・平成 30 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の詐欺にあったとして、契約を無効にして一時払保険料を返還するよう求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 2 月に契約した米ドル建変額終身保険について、以下の理由から、契約を無効にして一時払保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、ユーロやドルを買う時は 2 人で話し合いをして決めていく、お金が儲かった時はそれをどこに入れるか話し合いで決めましようと言われた。
- (2)15 年も引き出すことができない、との説明はされていない。
- (3)募集人から書類を見せてもらっていない。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人は、「パンフレット」で商品内容を説明し、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおりー約款」、「特別勘定のしおり」を使用して重要事項を説明した。
- (2)申込手続後、申立人は「契約内容確認コール」を受けている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を行った。募集人は健康上の問題により事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張する詐欺行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して手続を終了した。